

三輪北小学校ほか1施設体育館空調機用LPガス需給仕様書

- 1 件名 三輪北小学校ほか1施設体育館空調機で使用するLPガス
- 2 品名 LPガス（バルクローリー）
- 3 供給期間 令和5年3月1日から令和6年12月31日まで
- 4 供給場所 岐阜市長が指定する場所
- 5 供給建物 表1のとおり

【表1】

学校名	所在地	バルク タンク	年間予定使用 量 (m ³)
三輪北小学校	岐阜市北野東356番地	1t型	1965.8
網代小学校	岐阜市秋沢2丁目156番地1	1t型	1580.0

- 6 用途 体育館空調機運転用
- 7 年間予定使用量
各学校の年間予定使用量及び設置するバルクタンクについては、表1のとおり。また、供給期間中の月間予定使用量は別紙1のとおり。
- 8 ガス料金の計算方法等（二部料金スライド制）
 - ア 毎月のガス料金＝基本料金＋（従量料金単価＋原料費調整額）×使用量
（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
 - イ 基本料金には、ガスメーター及び通信機器の機器類や設備の保安点検、検針費用などを含むものとする。ただし、1ヶ月に満たない期間については、日割り計算とする。
 - ウ 使用量の単位は、立方メートルとし、その端数は小数点第1位以下の端数を切り捨てる。
請求額は、総額（基本料金＋（従量料金単価＋原料費調整額）×使用量）＋消費税相当額の小数点以下を切り捨てとする。
 - エ 原料費調整額は、原則、中部電力ミライズ㈱が適用する金額とし、適用期間についても同様とする。

9 ガスメーター及び通信機器取り付け

- ア ガスメーターの取り付けは、受注者にて行うこと。また、取り付けるガスメーターは、災害時に連続使用を想定しており、連続運転しても停止しないものとする。
- イ 受注者は、バルクタンクに通信装置を取り付け、残量が一定量以下になった際に自動発報し、発報後すみやかに充てんを行うこと。なお、発報する閾値については、発注者と協議し決定すること。
- ウ 受注者が変更となる場合は、原則ガスメーター及び通信機器を取り外し、新旧受注者間で引継ぎを確実にを行うこと。ただし、ガスメーターについては、十分な耐用年数を有する場合、新旧業者間で協議し、引継ぎ及び精算を行うことについては特に定めない。
- エ 残ガス精算等の引継ぎ費用については、新旧受注者間で精算を行うこと。

10 検針及び支払い方法

- ア 月毎に検針を行い、受注者は8アに基づき計算されたガス料金を発注者に請求すること。
- イ 検針日については発注者と協議の上決定すること。ただし、供給期間最終日に検針を必ず行うこと。
- ウ 請求書のあて先は岐阜市長とし、教育委員会事務局教育政策課宛に送付すること。

11 関係法令の遵守

下記の法令等を遵守すること。

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令」

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」

12 緊急時の対応

緊急時に駆けつける保安機関が、緊急事態を連絡してから30分以内に現場に到着できる体制が確保されていること。保安機関の事業者名、連絡先を明示し、保安体制を報告すること。

13 その他

- ア LPガス納入に際しては、事前に学校側へ納入日の連絡をすること。ただし、供給の際は、原則学校側での立ち会いは行わない。鍵の運用については、原則供給時に学校から受け取り、供給後施錠し、鍵を学校へ返却すること。
- イ その他、疑義が生じた際は、適宜発注者と協議を行い決定すること。

担当

教育委員会事務局教育施設課

建設係 原

電話: 2 1 4 - 2 1 8 6 (直通)

月間予定使用量

供給年月		使用量 (m ³)	
		三輪北小学校	網代小学校
令和5年	3月	3.8	182.1
	4月	35.0	29.8
	5月	0.0	0.0
	6月	53.0	75.0
	7月	953.0	149.5
	8月	438.0	150.2
	9月	390.0	223.3
	10月	8.0	16.7
	11月	0.0	0.0
	12月	59.0	64.5
令和6年	1月	0.0	179.4
	2月	26.0	509.5
	3月	3.8	182.1
	4月	35.0	29.8
	5月	0.0	0.0
	6月	53.0	75.0
	7月	953.0	149.5
	8月	438.0	150.2
	9月	390.0	223.3
	10月	8.0	16.7
	11月	0.0	0.0
	12月	59.0	64.5
合計		3905.6	2471.1

※いずれも予定数値であり、実際の使用量においては、検針による。